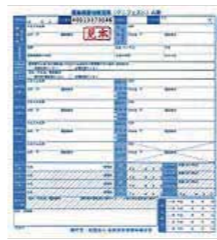


6月30日迄！「マニフェスト交付状況報告」についてのお知らせ

産業廃棄物を排出する事業場で、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付している事業者は、**6月30日迄**に、所管する都道府県又は政令市（大阪市内の事業場の場合は、大阪市環事局）に報告する義務があります。今回の報告する対象期間は、**平成26年4月1日～平成27年3月31日**において交付したマニフェストが対象となっています。報告の義務を怠った場合は、都道府県知事から勧告される事があり、従わない場合はその旨が公表され、改善が見られない場合には、**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられます。詳しくは、大阪市環境局のHPにて「マニフェスト報告義務 大阪市」と検索してください。



「片づけコンシェルジュ」始動！

平成27年4月から、城東衛生グループでは、リユース・リサイクル・適正処分をワンストップで提案する『片づけコンシェルジュ』を始動しました。グループ各社の様々なお客様に対し、その案件ごとに一番良い『かたづけ』をご提案できる体制づくりの第一歩です。リユース事業（買取）・リサイクル事業をより推進し、お客様のお困りごとを解決し、喜んでいただけるよう、ご提案させていただきます。



片づけコンシェルジュ 岩木 慶（他4名）

Jグループ STAFF 紹介 (\*^\_^\*) 構内作業、期待のプロ♪



名前：泉岡 芳明（イズオカ ヨシアキ）  
所属：(株)ジェイ・ポート  
勤続年数：1年8ヶ月  
生年月日：昭和52年5月2日  
業務内容：構内作業  
スポーツ：高校時代ラグビーに没頭、選手権大会で優勝経験があります！



入社当初は戸惑いながらしていたが、今は自分自身のペースで楽しくできています。こう見えて？！スイーツ男子です♪毎月開催している木鶏会で食べるケーキは僕がカットします。

お持込のお客様へ「平成27年度 GWの営業時間のお知らせ」



平常の営業時間：午前7時～午後8時まで 祝日は営業時間が短くなりますのでご注意ください。

日	月	火	水	木	金	土
4/26 定休日	27 平常通り	28 平常通り	29 午後5時まで	30 平常通り	5/1 平常通り	2 平常通り
3 定休日	4 午後5時まで	5 午後5時まで	6 午後5時まで	7 平常通り	8 平常通り	9 平常通り

編集後記

春暖の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて今月は「リユースにご協力ください」を特集しました。戸建てに限らず、賃貸マンションでも居住3年を過ぎると物が増え、5年を過ぎると物があふれてきます。テレビでもよく報道されますが、「断捨離」を定期的に行う事が快適な生活を過ごす上で必要で、ただ片づけをするだけでなく、物への執着から解き放つ効果もあるそうです。物を捨てるだけではなく、必要な方にまた使ってもらえれば、より「断捨離効果」を感じるのではないのでしょうか。私も「片づけコンシェルジュ」として、皆さまの様々なご相談やお悩みにお応えできるよう、日々邁進して参りますので、宜しく申し上げます。



平成27年4月15日 吉本 聖美



ご挨拶

貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて弊社グループでは昨年来、カンボジアでのリサイクルショップなどを含め「リユース」事業に取り組み始めております。まだ使えるものを繰り返し使うことを「リユース」と言います。始めたきっかけは「循環型社会形成推進基本法」の3Rの基本原則において、「リユース」が「リサイクル」よりも上位に位置づけられたことです。

リユース業を営んでいく上で、盗品等の売買の防止を目的とした「古物営業法」、消費者保護を目的とした「特定商取引に関する法律」「消費者契約法」と、これらに加え弊社が従来から行っております廃棄物の適正処理と環境保全・資源循環を目的とした「廃棄物処理法」「家電リサイクル法」等の法律を遵守する必要があります。

弊社グループは地球、生活環境の向上、そして循環型社会形成推進のため、各法を遵守し、リユース、リサイクルから適正な廃棄物処理までワンストップで皆様にサービス提供できる体制を整える所存でございます。

最後になりますが、皆様方におかれましてご健康にはくれぐれもお気を付けくださり、また今後とも倍旧のご厚情を賜りたく、切にお願い申し上げます。

平成27年4月15日 樋下 茂



第4回「城東衛生グループ社員通常総会」開催しました。



第4回目となります城東衛生グループ「社員通常総会」を平成27年1月10日「ホテル京阪京橋」にて開催しました。代表 樋下茂の挨拶から始まり、企業理念や将来のビジョン、グループ各社の報告、今年の表彰者を発表しました。



カンボジア人の  
ロン君より  
リサイクルショップ  
「ダルマ」の  
発表もありました♪

今年のスローガン「いい会社にしよう！」



社員MVP賞  
「福嶋 祐子」

勤続20周年賞  
「泉谷 一弘」





今月の特集「リユースにご協力ください」

まだ使えるものを繰り返し使う事を「リユース」と言います。  
 不用品の片付け、遺品整理や引越しの時に出てきた廃棄物の中には、まだ使える中古品がたくさんあります。リユースショップ（リサイクルショップ）に、持込や引取りを依頼する人も増えています。  
 ところが、条件に合えば買い取ってもらえますが、ほとんどはまだ使えるのに処分しています。  
 また、様々な環境法律がある中、違法回収業者と知らずに依頼されている人も多くみられます。

- よくある違法業者の例
- 郵便受けに「見積無料・格安処分」などと表記したチラシ。
  - インターネット上で大々的にホームページなどを展開している。
  - 「不要品を回収します」とアナウンスを流しながら車で巡回する業者。
- 一般廃棄物の収集運搬は再委託ができないので、「提携している」と記載があっても違法の疑いがある。



① リユースショップは、基本的に廃棄物を引き取ることはできません

買取できなかったものについて、ごみとしての運搬・処理をリユース業者に依頼することはできません

ご家庭のごみの収集・運搬・処理には市区町村の「一般廃棄物処理業」の許可が必要です。許可を持たないリユース業者にはごみの処理を依頼することができません。買取りができなかった製品は原則持ち帰っていただく必要があります。 ※家電4品目については例外があります。



違反した場合には、依頼主にも廃棄物処理法により5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処される場合があります。

② リユースショップに使用済みの家電4品目を引き渡すときの注意点

使用済みの家電4品目については、「家電リサイクル法」に基づき、買替えをするお店、または、かつてその製品を購入したお店に引き取りを依頼することができます

※リユースショップのうち家電4品目を販売しているお店に限ります

家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を廃棄する場合には「リサイクル料金」と「収集運搬料金」の支払いが必要です

※お住まいの市町村やお店にお問い合わせください

対象はこの4品目です

●家電リサイクルの仕組み

排出者 収集運搬料金 リサイクル料金

指定引取場所は 全国369か所にあります

「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 リサイクル推進室発行パンフレットより抜粋」

当社では、リユース～廃棄処分までの環境法律を守り、ワンストップ（1社）で出来るサービスをご案内させていただきます。

リユースする為の活用方法



■自宅に眠らせない！

使わなくなって製品をついつい自宅に眠らせてはいませんか？買取査定には年式も影響します。ご自身が使わないのであれば、そのまましておかないで早めに相談をしましょう。

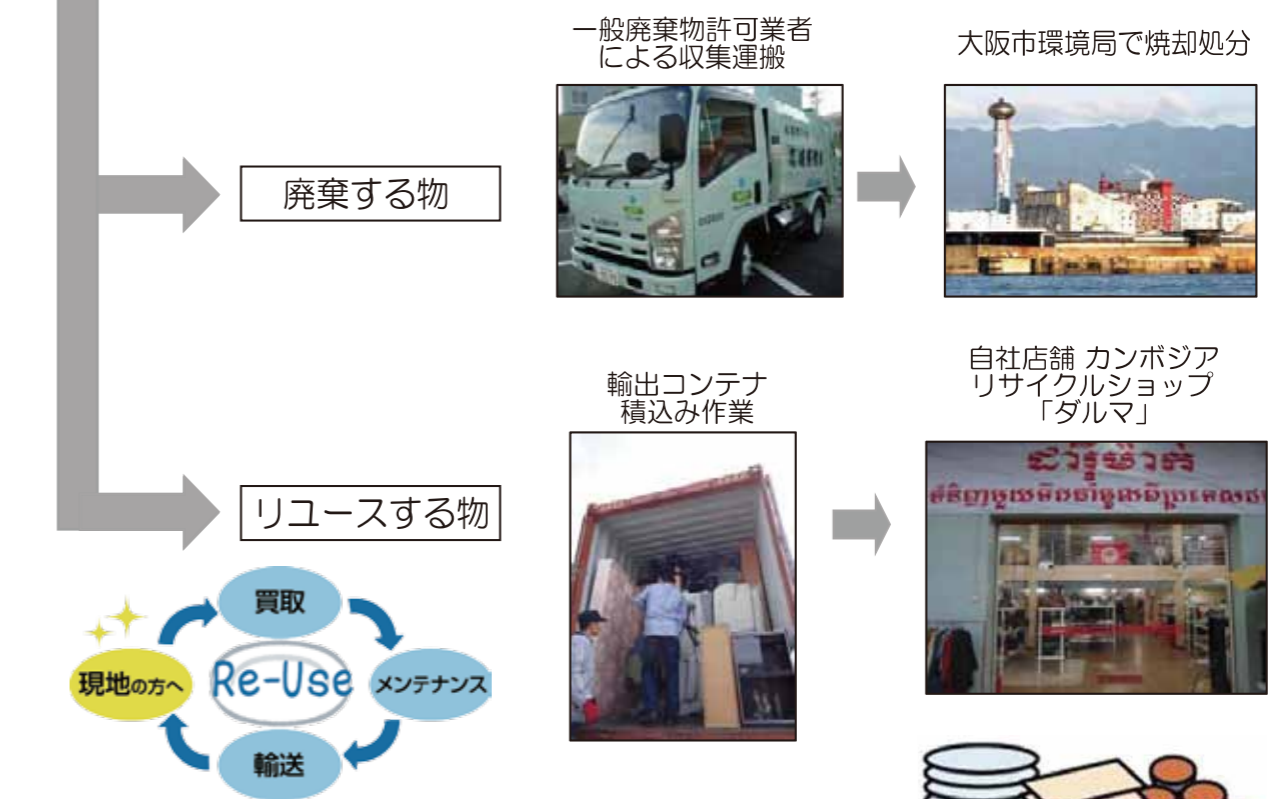
■日頃から大切に・きれいに使いましょう

製品の外観や状態（きず・汚れ・ほつれ・破損等）動作状況によって、査定額に影響します。大切にきれいに使う事で、リユース品としての価値を高める事ができます。

■付属品・説明書などもつけて下さい！

付属品や、説明書・保証書などを付けて頂く事により、次の人が使いやすくなります。

リユースする物、廃棄する物を整理・区分をする！



【リユースできる物】

ソファ、椅子、おもちゃ、楽器、食器、冷蔵庫、テレビ、本、刀、調理器具など

